

○金久保成年後見制度利用促進室長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第21回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところ、皆様、御参加くださり、ありがとうございます。

本会議は、これまでと同様、こちらの会場とウェブ会議システムを併用して開催しており、会場の様子はユーチューブでライブ配信を行い、一般公開する形となっております。

これ以後の録音・録画は禁止させていただきますので御留意ください。

それでは、これ以降の進行につきまして、菊池委員長をお願いいたします。

○菊池委員長 皆さん、おはようございます。お久しぶりでございます。

皆様におかれましては、本日も大変お忙しいところを御参集いただきまして、どうもありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、今回から新しく御就任されます委員を御紹介させていただきます。

以前、委員を担っていただいていたおりました櫻田委員より辞任の申出があったことから、新たに御就任される一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構理事の飯山和弘委員でいらっしゃいます。

飯山委員は、本日オンラインで御出席いただいております。一言御挨拶いただければ幸いです。

○飯山委員 ありがとうございます。

一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構の飯山和弘でございます。弊法人の櫻田理事辞任に伴いまして、後任を受けることになりました。

ずっと櫻田理事のほうでこちらの専門家会議の委員を務めていただいていた、突然私のほうにその任が回ってきたので、どうしようかなというのが正直なところなのですが、一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、東北大学大学院法学研究科教授でいらっしゃいます嵩さやか委員ですが、本日御欠席でございます。

続きまして、本日の出欠についてですが、瀬戸委員、嵩委員のお二方が御欠席ということとです。

続きまして、本日は、河野委員の代理として、宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室長の深谷様、高門委員の代理として、愛媛県西宇和郡伊方町長寿介護課長の河上様、高橋委員の代理として、茨城県水戸市福祉部調整監の小林様に御出席をいただいておりますが、皆様、御参加をお認めいただけますでしょうか。

(委員首肯)

○菊池委員長 ありがとうございます。

御異議なしということで、よろしく願いいたします。

続きまして、鹿沼社会・援護局長から御挨拶をお願いいたします。

○鹿沼社会・援護局長 皆様、おはようございます。厚生労働省社会・援護局長の鹿沼でございます。

第21回成年後見制度利用促進専門家会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

私が言うまでもございせんが、今年度は第二期基本計画の対象期間の最終年度となります。また、この国会では、皆様も御承知のとおり、民法が改正され、成年後見制度が大きく見直しをされました。また、地域における権利擁護支援に関する相談支援ですとか、連携体制の整備に関する事務を市町村の事務として位置づけること等を内容とする改正社会福祉法も成立するなど、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援を取り巻く環境は大きく変化をしていると思います。後ほど事務方のほうからも説明をさせていただければと思っております。

委員の皆様方には、これまでも第二期基本計画に掲げられた施策の推進等のために、それぞれのお立場から貴重な御意見を賜ったところでございます。改めて御礼申し上げます。今般、7月2日付で関係閣僚による成年後見制度利用促進会議から基本計画に盛り込むべき事項について、当会議に意見を求められたところでございます。このため、まさに本日の会議、今回から、次期基本計画の策定に向けた御議論をお願いしたいと思っております。

厚生労働省といたしましては、次期基本計画の策定に向けて、関係省庁と連携しながら、しっかりと施策の検討を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、まさに今、法改正等々で大きな転換点にあるこの中におきまして、次期基本計画に向けて忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そういったことをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菊池委員長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題「（１）成年後見制度をとりまく状況について（報告）」でございます。

資料１について、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○占部成年後見制度利用促進室長 厚生労働省成年後見制度利用促進室長でございます。

資料１－１に沿って御説明をさせていただきます。

内容といたしましては、先般成立をいたしました社会福祉法等の一部を改正する法律についての改正の内容と、第二期基本計画に係る施策の実施状況について、主に市町村ある

いは都道府県における取組状況について、調査結果を中心に御紹介をしたいと思います。

まず、社会福祉法等の一部を改正する法律についてでございます。

3 ページ以降に内容を記載してございますが、今国会に提出をしておりました社会福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、6 月19日に国会で成立し、同25日に公布をされたところでございます。昨年10月の当会議におきまして、社会保障審議会福祉部会での議論の状況について御報告を申し上げましたが、この法律案はその後、昨年末に取りまとめられました福祉部会の報告書を踏まえた内容ということになります。

改正法の内容につきましては、3 ページに全体の概要を記載しておりますけれども、社会福祉法に加えまして、介護保険法等の内容も含むなど多岐にわたるものでございますが、本日は当会議と特に関係する部分を中心に御説明をさせていただきます。

まず、4 ページに記載の頼れる身寄りがいない高齢者等・判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設でございます。

頼れる身寄りがいない高齢者等について、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる生活上の課題への対応につきまして、特に資力が十分でない方でも利用できる事業を新たにつくるということと、それから、成年後見制度の見直しを見据えまして、地域における権利擁護支援策の充実を目指すものということでございます。

具体的な見直しの内容につきまして、4 ページの下の方に記載してございますけれども、現在、社会福祉協議会で日常生活自立支援事業という形で実施されております社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業である福祉サービス利用援助事業につきまして、事業の対象者に頼れる身寄りがいない高齢者等というのを加えるということが一つの内容であります。

続きまして、事業の内容として、現在の事業における福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理といった日常生活支援、これに加えて新たに入院入所等の手続支援または死後事務の支援のいずれかを実施する事業としし、実施に当たっては利用者のうち一定割合以上に無料または低額の料金で事業を行うというものでございます。ここで言う一定割合ですとか、あるいは無料または低額の料金で事業を利用できる資力の目安につきましては、今後施行までの間に示すということとなっております。この事業につきましては、施行は公布後2年以内に政令で定める日ということになっております。

続いて、5 ページの下段になりますけれども、地域における権利擁護支援に係る市町村の役割を明確化するという一方で、権利擁護に携わる支援関係者や本人等に対する相談支援及び地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備に関する事務を市町村の努力義務とするとともに、地域における権利擁護制度の適切な利用支援の中核的な役割を担う機関として、これらの事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターを法律に位置づけております。

これはこれまで成年後見制度利用促進基本計画という閣議決定に基づいて進めてまいりました市町村における事務を社会福祉法の中に位置づけることとともに、従来の中核機関

についても法律上の位置づけを明確にし、名称を定めたものということでございます。これらの内容につきましては、施行は令和9年4月1日になっております。

法案の審議過程におきまして、資料の6ページと7ページのとおり、衆参の厚生労働委員会におきまして附帯決議が付されており、今後の改正法の施行に当たりましては、これらの内容を踏まえながら準備を進めてまいります。

続いて8ページ以降ですけれども、第二期基本計画に係る施策の実施状況についてでございます。

第二期基本計画における取組状況につきましては、中間年である令和6年度末に当会議におきまして中間検証を行ったところでございますけれども、第二期基本計画において設定されておりますKPIの進捗につきましては、直近の令和7年4月1日現在の取組状況調査における結果をまとめたものが、少し飛ばして15ページ以降の資料でございます。

項目別に見ますと、制度ですとか窓口の周知あるいは制度そのものの周知につきましては多くの自治体で取り組まれている一方で、いわゆる中核機関の設置や市町村計画の策定につきましては、令和7年度時点でおおむね8割程度にとどまっているということでございます。

市町村計画の策定状況につきましては16ページに、それから中核機関の整備状況につきましてはその次の17ページに記載のとおりでございます。市町村規模別に見ますと、比較的小規模な市町村におきまして、計画の策定や中核機関の設置について具体的な検討がなされていないという回答の比率が相対的に高い傾向がございます。したがって、こうした小規模市町村への対応が引き続き課題となっているということでございます。

また、19ページの資料ですけれども、中核機関を整備済みの市町村につきましては、中核機関を中心とした地域の権利擁護ネットワークの機能の発揮状況がどの程度行われているのかということ項目別に見た内容になります。特に成年後見制度の利用前における相談支援につきましては、比較的多くの中核機関整備済み市町村で取り組まれているという一方で、例えば受任者の調整でありますとか、申立ての準備から後見人等の選任まで御本人を支える権利擁護支援チームが形成されるまでの支援、あるいは後見人が選任された後の定期的なモニタリングや支援内容の見直しの検討といった権利擁護支援チームがより機能を発揮するための支援、これらにつきましては一層の取組の余地があるということが見てとれるかと考えております。

また、20ページが市町村における協議会の設置状況ですけれども、これについても中核機関の設置状況と同様の傾向が見られます。

続いて21ページが都道府県別の市町村の取組状況ですけれども、都道府県によってもかなり地域差が見られるという状況になってございます。

22ページ以降が都道府県における取組状況でございます。協議会の設置や市町村長申立ての研修実施といった項目については、ほぼ全ての都道府県で行われております。

23ページが都道府県における担い手の育成に関する取組の実施状況、24ページが各都道

府県における取組状況の一覧でございます。

都道府県につきましては、第二期基本計画におきまして、都道府県は市町村単位で解決困難な広域的な課題への取組が求められており、こうした役割につきましては引き続き重要になるものと考えております。

厚生労働省からの説明は以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

続きまして、法務省から御説明をお願いいたします。

○波多野参事官　法務省民事局参事官の波多野でございます。

法務省民事局からは、お配りしております資料1－2に沿って、成年後見制度に関する制度改正の状況について御説明をいたします。

資料1－2の3ページ目を御覧いただければと思います。

成年後見制度の見直しを内容とする民法等の一部を改正する法律が本年6月17日に成立し、同月24日に公布されております。この民法等の一部を改正する法律、本日の御説明では改正法ということがございますが、この改正法では成年後見制度の見直しと併せて同じ民法の中に規定がございます遺言制度の見直しもしておりますけれども、本日は成年後見制度の見直しに関する内容のみ御説明をいたします。

改正法の内容について順次御説明してまいります。先に施行日について御説明いたしますと、このページの枠の下に記載しておりますとおり、成年後見制度の施行日については、公布から2年6か月を超えない範囲で政令で定める日となっております。

1枚おめくりいただきまして、まず、成年後見制度という中には法定後見と任意後見とがございますが、先に法定後見について御説明をいたします。

第二期基本計画におきましては、成年後見制度については他の支援による対応の可能性を踏まえて、本人によって適切な時期に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期の制度とすべきなどの指摘がされているところでございました。

この点に関しまして、改正法では、この資料右側上段のとおりですが、個別の特定の行為について権限を付与する仕組みである補助の制度に一元化し、本人にとって必要な範囲で制度を利用することを可能とすることとしております。もっとも、事理弁識能力を欠く常況にある方については、その保護の観点から、法定の重要な財産行為をいずれも取消可能とする特定補助の仕組みを設けて、それも選択可能ということにしております。

また、資料右側下段のとおり、事理弁識能力が回復しない場合におきましても、制度利用の必要がなくなったときには、利用を終了することを可能とするという見直しをしております。

では、5ページを御覧ください。

次に、第二期基本計画では、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じて後見人等を円滑に交代できるようにすべきという制度改正の方向性に関する指

摘をいただいております。この点に関しましては、資料右側、上から2つ目のポツの部分でございますけれども、補助人の解任事由として、「本人の利益のために特に必要があるとき」という解任事由を追加いたしまして、補助人に横領等の不正行為がない場合であっても、例えば、補助人が本人と面談を行わないなどによって本人が適切な保護を受けることができないときなどに、補助人を解任して交代を可能とするという見直しをしております。

この資料のページのほかの部分でございますが、本人の自己決定の更なる尊重を図るという観点から、資料右側1つ目のポツの部分ですけれども、補助人の選任時に考慮すべき要素の冒頭に「本人の意見」を規定するということをし、資料3つ目のポツの部分ですが、補助人は補助の事務を行うに当たり、適切な方法により本人の意向を把握するようにしなければならないということを明確にするということをしております。

この資料の下の方の3のところでございますが、第二期基本計画では、国は後見人等の報酬の決定について、できるだけ予測可能性の高い制度にすべきなどといった指摘があることを踏まえて、見直しの際にも報酬の在り方について検討を行うとされていたところでございます。

この点に関しまして、法制審議会の部会では、法律等に報酬額を定めるということも議論されたところでございますけれども、後見人の事務が様々であることなどを踏まえまして、それは困難であるとされ、現行法では本人や後見人の資力以外の考慮要素が明記されていないことにつきまして、改正法では、補助人が行った事務の内容が報酬の考慮要素であるということを明確にするという見直しをしているところでございます。

資料6ページでございます。

資料上段の部分でございますが、補助に一元化したことに伴いまして、現行法の下では成年後見人にのみ認められている死後事務の権限を補助人にも認めるということをしております。

資料中段のところでございますが、家事事件手続法の見直しもしております、この中では、家庭裁判所が必要であると認める事案においては、市区町村長その他適当な者に、本人の心身の状態、生活の状況その他必要な事項に関する意見を求めることができるということを明確化する見直しをしております。

資料7ページでございますが、次に任意後見制度の見直しについてでございます。

第二期基本計画では、国は、任意後見制度の利用状況や適切な時機に任意後見監督人の選任されるための方策などに関する指摘があることも踏まえまして、制度の見直しの検討が必要な事項については、成年後見制度の見直しに向けた検討の中で併せて検討するとされていたところでございます。

適切な時機に任意後見監督人の選任がされるためという観点では、資料7ページの4つ目、一番下のポツの部分でございますけれども、申立ての機会を広げることによって適切な時機に申立てがされるという観点から、本人が任意後見契約を発効させる裁判手続の申

立権者を公正証書によって指定することができるという仕組みを新設することとしております。

7 ページのほかの部分でございますが、資料 1 つ目のポツ、一番上段のポツのとおり、現行法では任意後見監督人の選任が必須とされておりますけれども、事案によっては監督の負担が重いという指摘がされていることなどを踏まえまして、改正法では、家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人は選任せず、家庭裁判所が直接任意後見人を監督することを可能とするという見直しをしております。

また、資料 2 つ目のポツのとおり、補助の制度の利用を開始しても任意後見契約の存続を許容するということをしていたり、3 つ目のポツのとおり、任意後見契約の効力を発生させる順序を定める合意を可能とするという見直しをし、任意後見制度を使いやすくする見直しをしているところでございます。

資料 8 ページ目でございますが、経過措置について御説明いたします。

資料上段のとおり、改正法施行時に後見または保佐を使っている方がいらっしゃいます。改正法によりまして後見及び保佐が廃止された後もその利用を継続したいという場合には、基本的には現行法の内容でその利用を継続することを可能とするということとしておりますけれども、他方で、その方が新しい補助の制度に移行したいという場合には、施行後、新制度の申立てを行うことにより新制度に移行することができるということにしております。

さらに、その方が新しい補助の制度に移行することなく、後見または保佐の制度の利用を終了したいという場合には、後見開始または保佐開始の審判の取消しの申立てをすることもできることとしております。

資料中段のとおり、補助を使っている方につきましては、改正後の補助の内容でそのまま利用を継続することができることとしております。

任意後見につきましては資料下段のとおりでございますが、任意後見制度を利用している方につきましては、改正後の任意後見契約法を適用することとしております。

そのほか、お手元には衆議院法務委員会及び参議院法務委員会における附帯決議についてそれぞれお配りしておりますけれども、時間の関係上、各附帯決議の内容の読み上げは割愛いたします。

法務省からの説明は以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

ただいまの報告につきましての御意見、御質問につきましては、後ほどお伺いさせていただきます。

それでは、次の議題である「次期基本計画の検討の進め方について」に移らせていただきます。

事務局から御説明をお願いします。

○占部成年後見制度利用促進室長 資料2に沿って御説明をさせていただきます。

まず、資料2-1のとおり、7月2日付で法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣で構成される成年後見制度利用促進会議から当会議に、基本計画の変更の案の作成に当たって盛り込むべき事項について意見を求められております。これを踏まえまして、当会議において所要の検討を行うこととなっております。

資料2-2「次期基本計画の検討の進め方について（案）」を御覧いただければと思います。

まず1ページですけれども、次期基本計画の策定に向けた議論をこれから進めていただくに当たりまして、前提となる制度改正の状況や、それぞれの制度について次期基本計画期間中において段階的に施行されていくということ、それからこれまでの地域連携ネットワークの機能強化等を基盤としながら検討を進めていく必要があるということについて記載をしております。

その上で、昨年10月の当会議におきましても御案内を申し上げましたとおり、次期基本計画に盛り込むべき事項を検討するに当たりましては、専門家会議における全体の議論に先立ちまして論点整理を行うことを目的として、ワーキング・グループを設置して、集中的に検討を行うこととしてはいかがかと考えております。

2ページを御覧いただければと思います。

事務局においてあらかじめ委員長と御相談をさせていただきまして、成年後見制度利用促進専門家会議運営規則第8条に基づきましてワーキング・グループを設置することとし、具体的には資料2-3のワーキング・グループ設置・運営規程（案）のとおり、ワーキング・グループを設置することについてお諮りをいたしたいと思います。同規程（案）を踏まえたワーキング・グループの構成案が資料2-2の2ページ以降で示しているのとおりです。

1つ目のワーキング・グループとして、新たな成年後見制度の施行を踏まえまして適切な制度運用等について検討を行うものとして、ワーキング・グループ1「成年後見制度の適切な運用に係るワーキング・グループ」を、それから2つ目のワーキング・グループとして、ワーキング・グループ2「地域における権利擁護の支援体制に係るワーキング・グループ」を設置するという案でございます。

ワーキング・グループ1については新井委員長代理に、ワーキング・グループ2については永田委員に主査をお務めいただければと考えております。

各ワーキング・グループに所属していただく委員の構成につきましては、3ページに示しているのとおりでございます。委員の構成につきましては、あらかじめ各委員の御希望あるいは専門性を勘案しつつ、委員お一人につき1ワーキング・グループに所属するものとして事務局において検討を行い、委員長にお諮りをしたものとなっております。

なお、所属していないワーキング・グループの議事も含めまして、資料については各委

員に配付するとともに、当日の議論につきましては、会場またはオンラインで傍聴いただくことを可能としたいと考えております。

当面、3ページの左側に記載の日程でワーキング・グループにおける検討を行い、論点の整理を行った上で、秋以降の当会議におきまして引き続き御議論いただき、12月を目途に取りまとめを行うことを目指して御議論いただくことを想定してございます。

以上、当面の進め方及びワーキング・グループの設置につきましてお諮りしたいと思います。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、これから皆様の御意見、御質問を伺う時間とさせていただきたいと思いますが、まず、今、事務局から御説明いただきましたワーキング・グループの設置につきましてでございます。重要な論点が多くございますので、全体でというよりは少人数で深く御議論いただき、それをまた全体で議論させていただくという形でのワーキング・グループの設置という形にさせていただいてございます。

この点につきましていかがでしょうか。何かございますでしょうか。よろしいですか。

（委員首肯）

○菊池委員長　皆様、あらかじめ事務局のほうからも御相談があったかと思いますが、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。もう日程も決まっているようでございますので、各論点につきまして御議論をいただきまして、また全体での議論が深まるようお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ワーキング・グループについてはこのように進めさせていただくということで、主査につきましては新井委員長代理、それから永田委員をお願いしたく存じますので、この設置規程にのっとりお務めいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に委員の皆様から広く御意見を承りたいと存じます。事務局から御説明がありましたとおり、本日は、次期基本計画の策定に向けた初回の会議ということになります。今後まず、今お諮り申し上げましたように、ワーキング・グループにおいて専門家会議で議論すべき論点の整理をそれぞれ行っていただきますが、それに先立ちまして、今後議論を行うべき事項についての御意見等につきまして、委員の皆様から幅広く御意見をお伺いできればと存じます。

まず会場御出席の皆様、それからオンライン御参加の皆様という順で五十音順で指名をさせていただきますので、お一人3分以内ということでお願いいたします。3分経過した時点でベルを鳴らしますので、御発言をおまとめいただきますようお願いいたします。

なお、御質問をされる場合は、御質問であることと、どちらの関係省庁等に対する御質問であるかを明らかにしていただけますと幸いです。

ということで、大変恐縮ながら画面に残りの持ち時間が分かるタイマーをセットさせていただきます。

それでは、まず会場からということで、青木委員からお願いできますでしょうか。

○青木委員 おはようございます。青木です。よろしくお願いいたします。

今回、民法と社会福祉法が改正になりまして、適切な時期に必要な範囲と期間で利用する成年後見制度という枠組み、入れ物を整えることができたと思います。

問題は、この入れ物にしっかりとした中身を入れる。実際にその趣旨に沿った具体的な運用が実現するためには、今後、施行までに関係省庁、家庭裁判所、市町村、都道府県、我々専門職団体や本人の身近にいる医療・福祉関係者、金融機関をはじめとした団体がそれぞれ期待されている役割をしっかりと果たすための基盤整備、体制整備、そして運用状況の整備を図っていくことが必要だと思いますが、この方向性、羅針盤を示すものが第三期基本計画になると考えております。

そこで、個別の課題はワーキング・グループで議論していきますが、それに当たっての大きな視点等について意見を申し上げたいと思います。

第1に、第二期基本計画の基本的考え方で示された権利擁護支援の考え方が、5年間たっても必ずしも十分に浸透されていないと考えています。意思決定支援を一つの柱とし、権利侵害への回復を柱として、本人中心の支援をすることこそが権利擁護支援ということになっていますが、現場ではまだまだ成年後見制度を促進することが権利擁護であるかのような誤解に基づいた対応が続いています。権利擁護支援の構築こそが促進されるべきであり、その課題を達成するという役割認識をしっかりと持つためには、第三期基本計画にも基本的考え方をさらに発展させた整理というものが必要であると思いますし、そのことをいかに各地に浸透させるかの取組も必要だと思っています。

なお、この観点からは、本来は利用促進基本計画ではなく、権利擁護支援推進の基本計画だというふうにあるべきだと思いますので、法律上の用語の限界はあるとは思いますが、権利擁護支援のための促進だということを明確にする計画であっていただきたいと思いますし、障害者権利条約でも求められています自立の保障あるいはインクルーシブ社会の実現ということとの関係性についても、しっかりと整理をしていただくことが望ましいと思っています。

2つ目に、その柱の一つである意思決定支援の仕組みづくりというものにつきましては、今回、社会福祉法の改正で第二種事業が一つの柱として設けられましたけれども、現場においては、頼れる身寄りのいない方の支援策として第二種事業が新しく設けられたという狭い観点での受け止めが市町村に広がっているということを大変危惧しております。もともこの専門家会議では、判断能力が不十分な方についての地域福祉としての取組として検討されてきましたので、その点が十分に理解できること、そしてそのためには市民後見人の活躍支援という枠をさらに広げて、市民全体による意思決定支援の関わりづくりができるということが必要だと思っています。

第3に、法制審議会の部会において、法改正ではなく運用の課題として掲げられた幾つかの重要な点があったことを改めて確認しておきたいと思います。

1つは、市町村長申立ての権限と運用の在り方については、今後は申立てだけではなく

て、必要なアセスメントを通じて終了、交代、再度の利用ということも見越した在り方が求められまして、そのためには受任調整会議や中核機関との連携も不可欠になってきます。こうした市町村長申立ての体制整備ということが非常に重要になると思います。

報酬助成制度の抜本的改革も、部会でも再三にわたって意見がなされました。どの地域でも同じ水準で、同じ要件で助成を受けるための国による抜本的な財源保障ができる新しい制度が重要です。任意後見制度についての申立ての義務化ということが見送られ、これは任意後見の開始が適切にされるための運用が重要だというふうに期待をされることになりました。この具体策が運用において構築されることが求められます。

補助制度になりまして補助人の役割は大きく変化したわけですが、なお関係法制においては、後見・保佐を転用してその役割を担っている福祉法制その他が多数ございます。今回の関連法整備でその点が抜本的に見直されることはありませんでしたが、この5年間で、その運用の見直しを含めて転用問題の解決が求められます。

後見登記につきましても、新しい代理権を個別に付与することになり、その登記事項の証明が迅速に分かりやすく表示されることが利用者にとって喫緊の課題になっています。

第4に、司法との連携が第二期基本計画の基本的考え方の（3）で位置づけられましたが、必ずしもこの5年間で十分にそのことが果たされてきませんでした。弁護士会を含めた我々が市町村や都道府県と連携できる方策がなかなか具体化されていない現状にあります。様々な手法はあるはずですので、もっとこれを具体化するための取組が必要です。

また、この観点では、法テラスが利用促進計画の中でどのような位置づけにあるかということが十分ではありませんでした。それにつきましては、しっかりと今後、法テラス等の様々な相談機構、ケース派遣に関する役割あるいは報酬助成に係る役割についても位置づけが必要だと思います。

最後に、こうした具体的な柔軟な役割については、家庭裁判所が充実した体制を整備いただくとともに、市町村や都道府県、そして我々のような申立てをする役割の十分な役割分担が必要になってくると思います。この役割分担を具体的な申立ての手续や様々なツールの開発も通じてお互いの共通認識をしながら柔軟な利用につなげられるような体制をしっかりと構築することも、また第三期基本計画の重要な役割だと思っております。

長くなりましたが、以上のようなことを期待して第三期基本計画をつくっていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○菊池委員長　ありがとうございます。

すみません。時間に御協力をお願いいたします。

それでは、新井委員長代理からお願いいたします。

○新井委員長代理　私は手短に、法務省にお伺いしたいのですが、今度の法律改正について、一般からどんな意見が出てきたのか。その特徴的なものがあれば幾つか教えていただきたいし、立法にどんなふうに反映したかという点についても、もし何かあれば教

えてください。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

後ほどまとめて御回答いただくということで、よろしくお願いいたします。

それでは、上山委員、お願いします。

○上山委員 おはようございます。

私からは、法務省への質問を1つと意見を3つ申し上げます。

まず、経過措置についてお尋ねします。附則第2条によって後見開始の審判の取消しが請求された場合、取消しが認められるのは、現行法と同じく御本人の判断能力が回復した場合に限られるのか、それとも判断能力が未回復でも、後見による保護の必要がないと認められる場合には新制度と同様に取消しができるのか御教授ください。また、仮に後者である場合には、附則第2条の何項に基づく解釈になるのかも併せて御教授ください。

次に意見です。

まず、担い手確保の観点から、特に法人後見実施団体の育成支援とその適切な運用の保障が重要と考えます。公的なガイドラインや評価制度などによって適格性を担保するとともに、適格団体の運営コストについて、利用支援事業とは別枠で公的助成を導入することが望まれます。少なくとも適格団体の運営が軌道に乗るまでの経済的支援は必須と考えます。

また、自治体による市民後見人養成研修のカリキュラムなどを再編し、法人後見支援や新しい第二種社会福祉事業の生活支援員向けの簡易なコースを設置するなど、より広く地域の権利擁護人材の育成事業に転換することが期待されます。新補助では、報酬面の問題もあり、特に弁護士などの法律専門職の役割の重心が後方支援に移行するなど、専門職後見人の供給源が変化する可能性も見込まれますので、専門職後見人に代わる担い手の確保は喫緊の課題であると考えます。

次に、補助終了後の支援についてですが、終われる後見を絵に描いた餅としないためには、ピアサポートの可能性を含めた第三者による意思決定支援を担保した入所施設などによる簡易な日常的金銭管理の仕組みの整備が必須と考えます。あわせて、意思決定支援を受けた御本人が自ら管理できる日常生活費のための少額の管理口座の商品化が望まれます。この点は各金融機関と金融庁の取組を期待します。

最後に、新しい第二種社会福祉事業への民間事業者の本格参入に備えた検討が必要と考えます。高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの遵守は当然として、例えば現在の契約締結審査会のような仕組みの整備は、民間事業者が事業主体となる場合にも必須であると言えます。こうした適切な実施スキームの確保に向けた方策の検討は急務と言えます。さらに、消費者委員会や消費者庁などとも連携しながら、高齢者等終身サポート事業全体の公的監督の在り方や、これに必要な立法的対応の検討にも踏み込むことを期待したいと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

御質問はまた後ほどということで、お願いいたします。

久保委員、お願いします。

○久保委員　全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。

今回の法律改正は、私たち利用者が本当に求めてきた方向に大きく変わったなと思っております。大変うれしく思っております。

本人の望む暮らしが実現する制度になるために、今回の法律を生かす実施体制みたいなものがしっかりと組まれていくことが必要だろうと思っております。地域でも、大きく組織など変わるところがたくさん出てきますので、そのためのいろいろお手伝いいただく方とか人員も必要になってきますので、そういう場合の費用の助成みたいなものがないとなかなか動いていかないだろうなとも思っておりますので、皆さんボランティアではなかなか難しいだろうと思いますから、費用の助成をぜひ考えていただきたいなと思っております。

それから、担い手の確保なのですけれども、法人後見等々、広報が少し弱いのではないかなと、私の感覚ですけれどもそんなふうに思っております。私の地元のほうでは新たな担い手を育成していくというのが少し動いていますけれども、まだ本格的にしっかり動いていないなという思いもしていますので、担い手もないとせっかくこの制度を変えても動いていかないなと思いますので、その辺のところは心配しておりますので、ぜひ制度としてきちんと整うようにしていただけたらと思っております。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

住田委員、お願いします。

○住田委員　では、私からは2点意見を述べさせていただきます。

第1に、中核機関の体制整備と財政支援についてです。現在、中核機関の設置率が約77%に達し、着実に進展していると評価できます。しかし、都道府県別に見ますと設置率が50%以下の地域が依然として4か所あり、国においては、これらの地域に対して重点的なバックアップや伴走支援が必要と考えます。今後、現在の中核機関が地域権利擁護相談支援センターとして法定化されるに当たり、円滑な運営のための継続的な財政支援が不可欠です。現在の交付金制度には本事業専用の財源枠がなく、市町村は縦割りの補助金をかき集めるか一般財源を持ち出さざるを得ません。そのため、自治体の財政格差がそのまま支援格差へと直結しかねませんので、財政の複雑さを解消し、継続的で安定した財源確保を要望します。

また、中核機関における今後の課題についてですが、後見が開始された後の終了を見据えた個別ケースのモニタリングや身寄りのない高齢者等への支援についても、権利擁護支

援体制の観点から、中核機関の役割についての検討が重要です。さらに、このような中核機関の機能である地域連携ネットワークのコーディネートを実効性のあるものにするためには、法律専門職や家庭裁判所との連携を含めたコーディネートを中心としたソーシャルワークの専門性を担保するための社会福祉士の配置を強く求めます。

次に、意思決定支援の取組についてです。意思決定支援研修における都道府県のKPIは、89.4%と高い数値を達成しています。しかし、その内実は、カリキュラムに少しでも意思決定支援の内容が含まれていれば達成とみなすなど、数値を意識した表面的な実施にとどまっている側面も否めません。

中間検証報告書には、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透とありますが、研修の実施主体である都道府県において、その具体的な定義やイメージが共有されていません。単に研修を通じて具体的な考え方を共有することを目指すのか、それとも実践レベルでの定着を目指すのか、段階的な目的の整理が必要です。例えば、まずは基本理念の共通認識を形成し、次のステップである実践レベルとして、今年度のモデル事業、意思決定フォロー体制などの仕組みづくりへと構想を展開していくことも考えられます。そのため、このようなモデル事業を単なる試みで終わらせないためにも、国においては、今後の検証を踏まえて、意思決定支援の仕組み化に向けた検討と方針を示していただきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、中野委員からお願いいたします。

○中野委員　成年後見センター・リーガルサポートの中野です。

次期基本計画に向けた進め方について意見を述べたいと思います。

基本的な考え方の中でも示されているように、新制度施行後も当面は現行制度と新制度の運用が併存することになります。ただ、実務の現場では、包括的な代理権を有する後見人であっても、その代理権を本人の意向を踏まえずに行使するのではなく、意思決定支援やチーム支援の考え方に基づいて業務を行うという姿勢が定着しつつあります。これは今までの利用促進に関する様々な施策や取組が現場に浸透してきた成果と言えますが、まだ不十分な点もあることが事実です。次期基本計画においては、新制度を意識しつつ、今までの取組をさらに進める形での運用の在り方や課題を検討していくことになるのではと考えています。

また、第二期基本計画においては、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援を推進するとされています。この点について、権利擁護支援チームの一員である後見人として御本人を支援する中で、必ずしもチームの人ということではないのですが、その周囲で本人に関わっている様々な人がおられることが、御本人の地域生活を安心して豊かなものに行っていると感じることがあります。例えば費用や性能など本人の状況に合った製品を勧めてくれ、夏場にエアコンの調子が悪いのではと本人が不安になって電話をされると、見に行ってくださいの町の電気屋さんがおられます。また、知的障害をお持ちの娘さんとお母さんが

近所の美容室で一緒に髪をカットされていて、お二人はそのお出かけをととても楽しみにされ、美容師さんも御家族のことをよく御存じだったりします。

私が委員となっている中核機関の市民後見人養成講座には、毎年このように地域でお仕事をされている方が一定数受講されていますが、これは決して偶然ではないと感じています。次期基本計画では、このようなそれぞれの地域で緩やかに本人を見守り、支援している人となつがり、広げていくための施策を進める必要があると考えます。

また、そのような人がさらに市民後見人や新たに設置される第二種社会福祉事業などの権利擁護支援に興味を持たれたときに、担い手として活躍していただける場が中核機関、地域権利擁護相談支援センターを中心に整備されていくべきで、地域における差が生じないような施策も必要です。

実際、当法人の会員からは、県で開催している市民後見人養成講座の受講者から、自分の自治体には中核機関がないから、市民後見人として活躍したくてもできない、活動できる体制のある自治体が羨ましいということを言われたという話も聞いており、そのようなやる気を受け止めることができていないのはもったいない話であると思います。

次期基本計画を策定し、進めていく中で、全ての地域において地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援がさらに進むことを期待するところですし、私たちも共に連携・協力して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、花俣委員、お願いします。

○花俣委員　認知症の人と家族の会の花俣でございます。

青木先生はじめ、各先生方から具体的な方針に向けて整理された御意見がたくさん出ております。その上で、私どもからの意見を申し述べます。

認知症になっても、その人らしく地域で暮らし続けるために、新たな制度が権利を守る仕組みとして真に機能することをまずは強く願っています。今回の民法改正では、従来の後見や保佐を見直して、必要性の原則に基づき、できるだけ権利制限の少ない仕組みへと転換していく方向が示されています。これは本人の意思を尊重し、できる力を奪わないという権利条約の考え方に近づく大きな一歩だと受け止めています。

第三期基本計画では、この民法改正の趣旨を現場の一つ一つの支援の場面にまで浸透させることを柱として、しっかり位置づけていただきたいと思います。本人の意思決定支援を最優先とすること、そして補助など、より権利制限の少ない選択肢を丁寧に検討することを、例えばガイドラインとか研修の中で明確にお示しいただきたいと思っています。

認知症の人は、時間や関わり方次第で自分の考えを伝えられる方も多くおられます。にもかかわらず、判断能力がないと早々に決めつけられて、問題が起きているというような側面もあります。民法改正を本人の権利を広げる改正として生かせるかどうかは、第三期基本計画の中身と実行次第だと感じています。

認知症の人と家族の電話相談では、どこに相談していいのかわからない、あるいは成年後見を勧められたけれどもほかにどんな選択肢があるのかわからなかったというような声が寄せられています。地域権利擁護相談支援センターが成年後見制度を使うかどうかの前から身近な相談に乗り、任意後見や日常生活自立支援等々の複数の選択肢と一緒に検討する役割を果たすことが重要であると思っています。第三期基本計画では、このセンターを単なる相談窓口ではなく、権利擁護と意思決定支援のコーディネート機能を中核として位置づけ、必要な人員と専門性、医療・介護・司法との連携体制を具体的に示していただきたいと思います。

かの稲盛氏の哲学である敬天愛人、利他の心を持って、次期基本計画の策定に向けてぜひ御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上となります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

星野委員、お願いします。

○星野委員 ありがとうございます。日本社会福祉士会の星野と申します。

私は3点意見を申し上げたいと思います。

今、現場では、法改正の中身が見えてきたところで、これからの支援の在り方、また新しい制度の広報・周知について、大きな不安と課題を多く持っているという状況だと思っています。その上で3点申し上げたいと思います。

まず1点目ですが、成年後見制度を利用している方々が今現在、これからもですが、一人一人の方の状況の変化をこれから見ていく仕組み、これをいかに来年、令和9年4月までの間に認識を共有できるかというところです。法改正の令和10年の施行を待つのではなくて、現時点から取り組めることを意識して取り組んでいくことを伝えていく必要があると思っています。

現状においても、地域の中で制度につながった方の状況の変化を支援チームが把握して、変化に応じた対応、現行法で言えば例えば類型の見直しであったり、権限の削減などの対応というものを行っておりますが、こういったことをより積極的に行っていく、そこに専門職団体もしっかり関わっていく必要があると思っています。

2点目です。改正後の法律を周知していくための伝え方という整理のところなのですが、今、特定補助というものが非常に間違えた理解になっているのではないかと懸念しております。現行の後見類型の方がそのまま特定補助になるという理解をしている方々がまだまだ現場では多いと思います。こういったことを今回、運用に関わるころのワーキングの中で、具体的にどういう事例が考えられるのか、どんなことになるのかというところを示していくような課題整理をしていただきたいと思います。

青木委員からもありましたけれども、民法の改正だけではなくて、周辺法の中で成年後見人・保佐人に求められている役割、転用という話がありましたけれども、そういった役割、福祉現場の中では、精神保健福祉法における医療保護入院の同意というものがどうな

るのか、今、いろいろなところで語られています。医療保護入院の同意をしてほしいから、後見制度につなげたい。これはもちろん本人の権利擁護として必要なのだということをおっしゃるわけですが、そのような単純な理解になってしまっているところを非常に懸念しております。こういったことをどのような方法で周知していくのかといったことが検討される必要があるのが2点目です。

最後に3点目なのですが、報酬のところですか。最高裁判所ではこれまで予測可能性というところで報酬の資料を出していただいております。しかし、これから改正後の法律になりますと、今までのような月額幾らという定額的な考え方の報酬ではなくなるのは明らかであり、また、利用する期間も有期制になりますので、必要なときだけということになると、報酬の在り方がどうなるのか、これは最高裁に対する質問なのですが、施行後も報酬の在り方についての調査をされるかどうかというところを一つ質問として考えております。

意見としては、そういう状況でありますので、利用支援事業の抜本的な見直しがいずれ迫っていると思いますが、そこに向けてどのような解決をしていくのかというところも、すぐには解決できないとしても、検討を始める必要があると思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

御質問ということで、後ほどお答えいただければと思います。

水島委員、お願いします。

○水島委員 水島でございます。

2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、意思決定支援について、改めてその在り方、定義の部分についての整理が必要と考えます。今回に限らず、意思決定支援及びその仕組みづくりについては各委員の皆様から何度もその重要性が強調されており、また、国の会議や国会等でも意思決定支援というキーワードはよく用いられますけれども、その内容や定義について、まだ十分整理されていないようにも感じられます。特に第二期基本計画では、意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドラインにおける意思決定支援の定義が、いわゆる「意思決定支援」の定義の一つとして参照されているわけですが、第二期基本計画策定に向けた協議の過程を振り返ると、このガイドラインは成年後見人等が後見事務を行う場合を主に念頭に置いたものであり、そのほかの場面も包含する、確立した意思決定支援の定義として記述されたものではないものと理解しています。

この点、青木委員が指摘されたように、第三期基本計画が権利擁護支援を促進するための計画であるということをより明確にしていくとなれば、成年後見制度の運用改善や見直しだけではなく、成年後見制度以外の権利擁護支援施策の充実に軸足が置かれることになり、そうすると、意思決定支援のが意念についても、本人の地域生活全般を視野に入れた再構成・再定義を念頭に置く必要があるのではないのでしょうか。このような観点からすると、意思決定支援に当たっても、本人の意思、選好及び価値観に基づき、迷うこと、判断

を留保すること、一旦決めたことを変更することなども含めて、本人が意思決定の主体であり続けられるよう支えることが重要になってくると考えます。

以上のように、意思決定支援の再定義も含めて議論をする必要があると考えており、直近では、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン第2版案が提示され、社会保障審議会障害者部会でも議論されている状況かと存じます。この点については、近時のワーキングなどでも取り上げていただけると幸いです。

2点目は、特にワーキング2の検討に向けて、国会審議の議論の整理をもう少し進めていただきたいと考えています。今回の国会審議では、改正社会福祉法に設けられた意思決定支援への配慮等に関して、その実現手段を政令・省令等で具体化すべきといった参考人意見も示されているところですし、また、意思決定支援を確保するための相互牽制機能、いわゆる意思決定支援の仕組みづくりについて、相互牽制的に意思決定支援を行うことの有用性・重要性を政府としても認識しているとの大臣の答弁もあったところでございます。

他方で、政府から、その仕組みの具体化に向けた課題として、各主体の役割や立ち位置の明確化、意思決定サポーター等の担い手の養成、実施主体の体制整備、標準的なノウハウの共有等が課題であるところのご指摘もあったように思います。このような仕組みづくりについては、今後の課題としてそのまま次期に持ち越すのではなく、誰がどのような役割を担っていくべきなのか、意思決定サポーター等の役割や立ち位置がどうあるべきか、国や自治体がどのように人材育成、体制整備の標準化を進めるべきなのか、これらを次期基本計画にどこまで具体的に位置づけるべきなのか等をワーキングでもしっかりと議論していく必要があると考えます。

今回、資料としては附帯決議の内容が紹介されておりますけれども、改めて事務局である成年後見制度利用促進室にお願いがございます。附帯決議だけではなく、これらの論点に関する主要な質問、政府答弁及び参考人意見にはどのような発言があったか、まずこちらの会議で概要を示していただければありがたいです。また、今回すぐにとすることが難しければ、今後のワーキングの共通の基礎資料として、その詳細をお示しいただくことは可能でしょうか。その際、衆議院、参議院に分かれておりますし、厚労委員会と法務委員会も分かれておりますので、新たな意思決定支援ガイドラインや社会保障審議会障害者部会を所管する障害保健福祉部及び成年後見制度に係る民法改正の所管の関係で法務省民事局とも連携いただきながら、整理いただけると幸いです。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

明確な御質問とまでは行かないと思いますが、資料等の御検討についてのお求めがございましたので、後ほど何らかの御回答はいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、馬渡委員、お願いいたします。

○馬渡委員　最高裁家庭局長、馬渡でございます。

私からは、第三期基本計画の策定の在り方についての意見を申し上げます。

今般の成年後見制度の見直しによりまして、現行の後見・保佐の制度が廃止され、御本人の法的課題やニーズに合わせ、必要な範囲・期間で利用できるという補助の制度に基本的に一元化されるということになります。あわせて、社会福祉法制が改正されましたけれども、これらの制度改正の目指すところは、御本人の権利擁護支援はその地域の福祉行政も含めた権利擁護支援のネットワークを構成する様々な主体が必要な連携をしつつ、適時適切に担っていき、その中で成年後見制度は御本人の法的課題やニーズの解決に注力する役割を担うということになるもの、そういった世界であると理解しております。

今般の成年後見制度の改正とともにされた社会福祉法制の改正、とりわけ日常生活自立支援事業の拡充と中核機関の法制化等を通じた福祉行政の環境整備は、改正後の成年後見制度が求められることになる役割を適切に果たすことを可能にするために必要不可欠なものであると考えております。

第三期基本計画の期間である令和9年度からの5年間は、現在の成年後見制度や福祉行政の姿あるいはそれぞれの位置づけから、ただいま申し上げたような新たな世界への転換を目指すための期間と位置づけられるものと考えております。もちろん家庭裁判所が新たな制度をどのように運用していくかという点を含め、今後の検討に委ねられるべき部分もございます。その上で、このような過渡期における基本計画の在り方として重要であるのは、第二期基本計画の期間中に取り組んできた様々な施策について、例えば福祉行政等による権利擁護支援チームの形成支援機能や自立支援機能の充実に向けた取組など、さらに発展させていくべきものを適切に整理して後押ししていくという視点ではないかと考えております。

家庭裁判所におきましても、制度の運用・監督を担う司法機関として、御本人の支援を担う福祉行政との間で、相互理解の観点に基づく連携に向けた取組の重要性は一層高まるものと考えております。そのような役割を適切に果たせるように努めていくことが肝要であると認識しているところでございます。

最高裁家庭局としては、各地域の家庭裁判所が引き続き司法機関としてその役割を適切に果たすとともに、改正法の趣旨や内容を十分に踏まえた形で、新たな後見制度の運用を適切かつ合理的に行えるよう、今般の基本計画策定に向けたここでの議論の内容も踏まえて、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

山下委員、お願いします。

○山下委員　山下でございます。

私からは、民法の附帯決議について、5及び6に関連して意見を1つだけ申し上げます。

附帯決議の5では、判断能力が不十分な者が成年後見制度を利用終了した後についての高齢者、障害者福祉及び金融包摂といった問題が語られておりまして、6では、成年後見

人の包括的取消権廃止に伴う消費者被害の拡大の防止といった観点が語られています。いずれも金融取引や消費者取引といった問題に関わる部分で、成年後見制度の改正に伴って非常に懸念されている部分ではないかと思います。

この点に関しまして、これからの議論の中で、事業者に具体的に期待される対応といったものを明確化していく必要があるのではないかと考えています。判断能力の衰えた消費者や顧客に対して、それに付け込むような事業者というのは論外でありまして、こういったものは消費者契約法などで対応できると思いますが、むしろ判断能力が衰えた方が実際に取引に訪れた場合に、そのことに気づいた事業者が取引を断るべきなのか否か、どのように対応すべきなのかといったことで戸惑うといった事態も考えられます。

こういった場合に備えて、事業者に明確なガイドライン等を示すということのほかに、それぞれの地域に事業者が個別に相談できるような窓口のようなものがあるということが重要ではないかと考えております。事業者が顧客や消費者に対して配慮するというものについての善意の行動といったものを阻害しないような仕組みづくりといったものをそれぞれの地域で考えていくということが重要ではないかと考えております。

手短ですが以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、オンラインの皆様をお願いしたく存じます。

まず飯山委員、お願いします。

○飯山委員　ありがとうございます。日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構の飯山でございます。

私のほうからは質問とかということではなく、本当にどう感じたかという辺り、私自身が精神障害の当事者でございますので、後見人制度とかをどちらかというと利用する側の立場なのですけれども、ここで法改正によって後見人制度が変わっていくということで、当然利用する当事者の方、障害者を含めて認知症の方とかその他あるでしょうけれども、法律であったりするのでなかなか難しい面も多々あるかと思うのですけれども、こういった制度を利用する側からすると、正直言って分かりやすい制度がいいなと自分としてはよく思うところです。どこまで分かりやすくできるかということもあるかもしれないのですけれども、何だかよく分からないのだけれども、こういう制度があるからと言われてしまうこともあるのかなと思うので、なるべくかみ砕いて、何がその人にとって理解しやすい言葉として制度とか法律が分かるかという辺りも、支援される方、周りにいる方がそういったところをサポートするというのがすごく大事ななところだと思います。

確かに後見人制度とかもそうなのですけれども、自分もそうなのですけれども、地域で町なかで暮らしていくに当たって、制度も大切なのですけれども、そこで一緒に市民として、町民として生活するので、その住人の方々とどれだけ関わりがあるかという辺りがすごく大事になってくるかなと思っています。そういったところも含めて、この辺は行政に関わってくるかもしれないのですけれども、地域づくりというのですか、地域で温かくそう

いった方を受け入れていけるような社会になっていってもらえると障害当事者としてはすごくありがたいなと思うところです。

以上です。ありがとうございました。

○菊池委員長　ありがとうございました。

それでは、大塚委員、お願いします。

○大塚委員　ありがとうございます。日本発達障害ネットワークの大塚です。

私のほうからは、資料２－２「次期基本計画の検討の進め方について（案）」の「１　議論の進め方に関する基本的な考え方」で４つ目の次期基本計画の策定に当たって、地域連携ネットワークの機能強化や中核機関の体制整備などが引き続いて重要だと書かれています。私もそう思っております。

地域連携ネットワークの機能強化ということで、専門職の連携ということになると思いますので、引き続き専門職の役割分担であるとか、あるいはその専門性を確保していく、高めていただきたいと思います。

一方において、専門職主導による地域連携ネットワークを非常に危惧しています。勝手に専門職がつくっていくということを危惧しています。ぜひ障害当事者を意思決定推進者としてここに位置づけていただきたいと思います。中核機関の体制整備も同じであります。

それから、中核機関の体制整備につきましては、今の３つの機能、権利擁護の相談支援機能、権利擁護支援チームの形成支援機能、権利擁護支援チームの自立支援機能、これに加えて、これからなるかどうか分かりませんが、権利擁護がきちんと行われているかのチェック機能あるいは監視機能を入れられるかどうか分かりませんが、それから権利擁護がうまくいっていないものについては介入していく、こういう機能をきちんと位置づけて、より充実した権利擁護支援体制をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、河野委員代理の深谷様、お願いします。

○深谷代理　宮崎県長寿介護課の深谷でございます。

特に質問というわけでもございませんが、宮崎県におきましては、全国を上回るペースでの高齢化が進んでおりまして、成年後見制度の利用者も年々増加しているところでございます。非常に重要な内容の専門家会議だと考えております。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

十河委員、お願いします。

○十河委員　失礼いたします。香川県社会福祉協議会の十河と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、香川県内の市町の社協、それから権利擁護支援に関わる専門職団体の

皆さんと、成年後見制度の見直しや、それから新しい第二種社会福祉事業に関する準備を令和10年を待たずに進めていかなければいけないということで今、協議をしています。その中で、現場の皆さんからいただいた課題というところを香川県社協のほうから課題意識として発言をさせていただきたいと思っております。

1点目が包括的な支援体制に関することになります。こちらにつきましては、新たな補助制度であったり新たな第二種社会福祉事業というのはつくられますけれども、それだけで何か御本人の課題が全て解決されるものではないと思っております。先ほど青木委員のほうからもお話のありましたとおり、新たな第二種社会福祉事業については、どちらかというと身寄りのいない方の支援ということの認識が大変多くて、この新しい事業ができたことで、頼れる身寄りのいない方の支援はそういったもので全て対応できるのではないかという内容の発言をされる場面もあります。

こういった中で、一つずつの事業とか制度だけで何か対応するというのではなく、包括的な支援体制が必要だということでお伝えをしたいと思っております。生活困窮とか重層事業も含めて、その中に位置づけられている支援会議をより充実させていくことが必要だと思っております。御本人が抱えている課題を御本人も含めて、一つずつ事業だけではなく、みんなが役割分担をしながら、どうやって協力体制を組めるかということをより意識した取組を今後進めていく必要があると思っております。

2つ目ですが、いろいろ言葉の整理や制度とかの整理が必要だということでお伝えをしたいと思っております。現在、香川県内で議論をする中でも、身元保証の話、それから死後事務の話が大変多くなっています。特に医療機関や施設における身元保証ということについては、身元保証なしで入所・入院がなかなか難しいような事例も実際聞かれます。こういった中で、身元保証ということの整理も必要であると思っております。

新たな第二種社会福祉事業では、死後事務というところが大変皆さん関心の高いところになっていまして、ただ、死後事務というのがどういったものを指すのか、どういったことを実際にしていくのかということの整理がもう少し必要ではないかなと思っております。

それから、先ほど飯山委員からお話のありました地域づくりという点が3点目でございます。事業や制度やサービスだけで何かするというのではなく、地域で安心して暮らせるような地域づくり、ここを社協としてはしっかり意識をしていきたいと思っておりますし、御本人自身がどうやって生きていきたいか、この先どういうふうに暮らしていきたいかということを御自身で考えられるような、そういったような予防的な取組をぜひ市町の社協、都道府県社協としてもしっかり考えていきたいと思っております。

最後になりますが、こういったことを実施するに当たっての財源も含めた実施体制の整備については、これから十分御検討いただければということで発言をさせていただきました。

以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

高門委員代理の河上様、お願いします。

○河上代理 伊方町長の代理で出席させていただいております長寿介護課長の河上でございます。

本町は7,300人ぐらいの町でございまして、成年後見制度の全体の利用状況の把握はできておりませんが、昨年度の町長申立ては2件でございました。これまでの推移を見ましても、大幅に増加している印象はございませんが、高齢化率は50%を超えており、町内で対応できる専門職が少なく、県内の他市町の司法書士が現在、後見人等で対応している状況でございます。

本人との定期的な面談や支援も必要となることから、伊方町までの距離と移動時間がかかるため、引き受けていただける専門職の確保が課題であると考えております。

以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

高橋委員代理の小林様、お願いします。

○小林代理 水戸市福祉部の小林と申します。

実務の現場からの要望として述べさせていただきます。

今回の民法改正法によって補助制度に一元化されることは、市町村にとって今後の業務に及ぼす影響が大変大きいと、全てが決まってから情報提供されるというのではなく、段階的に全市町村向けに情報提供をお願いしたいと思っております。

また、今年度、当市では、成年後見制度利用促進基本計画について、第10期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定と併せまして改定作業中でございまして、今後の第10期計画の策定スケジュールを考えますと、できるだけ早い時期に関連する情報を提供していただきたいと考えております。

制度改正に関連しまして、これまで成年後見制度の利用促進に向けて活用してきた啓発用の資料等が活用できなくなる可能性があるため、そういったものを整備するための財政的・技術的な支援も含めて御検討をお願いしたい。あわせて、改正後の制度に関する周知・広報啓発用の各省庁の資料等は、できるだけ早めに御提供いただきたいということでございます。

また、市長申立て等の手続が今回の改正により煩雑にならないよう、関係省庁間で課題を共有していただき、御対応していただきたい。

また、日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化がうたわれておりますので、実施体制を強化するための人材確保に要する財政面での支援策について、明確化していただきたい。

最後になりますが、今後、第三期基本計画の検討を進めるに当たり、民法や社会福祉法等の改正に伴って新たに市町村に課される役割等を考えますと、担当職員の業務量の増は避けられない状況となることが考えられます。そのため、持続可能な実施体制を確保する

ために、専従職員や専門職の配置など、人件費等を含め財政面や技術的な面での支援等について御検討をいただくようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

永田委員、お願いします。

○永田委員　同志社大学の永田です。よろしくお願いいたします。

論点は多岐にわたりますが、時間の関係もございますので、特に地域福祉の立場からの内容に絞って発言したいと思います。

第三期基本計画は第二期基本計画の理念を2つの法改正の下で地域に実装する計画だと考えています。民法改正を機能させる前提は、地域の権利擁護支援体制を充実させることであるということで、そのような観点から3点申し上げたいと思います。

第1は、第二期基本計画が示した権利擁護支援を本人を中心とした支援・活動の共通基盤とする考え方を地域の実務に落とし込んでいくことです。民法改正により、成年後見制度は本人に必要な範囲で利用し、必要性がなくなれば終了できる、そういう制度に転換していきます。しかし、制度を終えた後も本人の生活は続いていきますので、申立て前の相談、制度利用の必要性とほかの支援の可能性の見極め、利用中のチーム支援、終了後の生活支援までを一つの連続した権利擁護支援のプロセスとして構築していく必要があります。終わることができる後見制度を可能にするためには、地域で支え続ける体制整備が不可欠であるということを強調したいと思います。

2点目は、社会福祉法改正で位置づけられた地域権利擁護相談支援センターと新たな第二種社会福祉事業を市町村の包括的な支援体制の中に組み込んでいくことです。十河委員も御指摘されていましたが、センターを縦割りとしせず、高齢・障害・生活困窮等の相談支援機関、社会福祉協議会、家庭裁判所と一体となって、本人の意思・選好を起点にして、支援方針の検討、チーム形成、関係機関の調整やモニタリングを担い、個別の課題を地域資源の開発につなげていくような、そういった権利擁護支援の地域のハブとする必要があると思っています。

また、住田委員も御指摘されていましたが、そのための財政基盤の確保、そして個別の権利擁護支援ニーズを見立てるソーシャルワーク機能の強化も必要だと思っています。さらに、新たな事業もサービス提供だけで完結させずに、意思決定支援、第三者的な点検を含む事業として運営体制を確かなものにすることも重要です。上山委員も御指摘のとおり、この事業だけでなく、文字どおり総合的な権利擁護支援策を検討していく必要があると思っています。

第3は、評価の軸を設置数から機能と成果に移していくことです。令和7年4月時点で中核機関の整備状況が77%まで進んだという御報告がございましたが、選任後のモニタリングや定期評価を行うのは整備済み自治体の約4分の1にすぎません。KPIも本人参加による支援方針の形成とかチーム形成、終了後の移行支援が機能しているのか、そういった

ものを測るものにしていくべきだと考えています。

あわせて、都道府県が専門支援、人材育成、広域調整、困難事例の対応を担い、小規模市町村等を実質的に補完する仕組みが必要だと思っています。第三期基本計画は成年後見制度を必要なときに使い、必要がなくなれば終え、その前後を通して本人の地域生活と社会参加を支える権利擁護支援を推進する計画であるべきだと考えています。

私からは以上です。ありがとうございました。

○菊池委員長　ありがとうございました。

野澤委員、お願いします。

○野澤委員　ありがとうございます。野澤です。

現状に合った法的枠組みがようやく整ったということで、大いに期待したいのですけれども、委員の皆さんの御意見を聞いていて、改めてやるべきことが膨大にあるなど、ちょっと目まいがしそうなったのですけれども、身寄りのいない高齢者は都市部を中心にものすごく増えていますし、死亡者も年々増えていますし、今後は成年後見を終了しても、利用しなくても、権利擁護が必要な人も増えてくると思うのです。そうすると、社会福祉法改正に伴う、あるいは成年後見の改正に伴う新たな業務というのは、ボリュームは膨張していくと思います。

先ほど来からお話ががあったように、市町村とか、社協とか、中核機関にしても、法人後見にしても、市民後見人にしても、とにかく人的な資源をどうやって確保していくのかということは極めて重要なものだと思うのです。私も長年福祉行政を見ていて、制度改正するのは得意だし、何とか財源も確保してきていただいているのですけれども、人材確保という面は、今も取り組まれていますけれども、新たな課題ということもあってなかなか苦戦していて、ここをどうやって人口全体が減っていく中で賄っていくのかというのが重要課題かと思っています。

一つの案なのですけれども、私、企業で働くシニア層を福祉の現場にというプロジェクトを今やっているのですが、日本は年齢が行っても働き続けている人は多いですね。近年の高齢者雇用安定法の改正で、各企業に65歳まで雇用を義務づける。70歳までの雇用を努力義務にする。ところが一方で、AIとかが進んで、事務部門を中心に省力化を図る企業が増えてきて、潜在的な余剰人員は実は多いのです。これからも増えていくはずなのです。こういう方たちに、もちろん希望者もなののですけれども、こういう分野へもう一働きしていただくということを考えるべきだと思っています。兼業・副業も含めてです。

つまり、厚生労働省の労働部局だとか、あるいは企業と連携した、巻き込んだ取組というものが必要になっていくのではないかなと思うのです。シニア層の人たちというのは、親の介護に切実な課題を抱えている層が多いですし、近い将来、自らも介護や成年後見が必要になっていく層でありますし、モチベーション的にはとても親和性の高いものだと思うのです。本当に一億総ヘルパー、一億総後見体制を組んでいかないと、なかなか乗り切れないなんていうことを考えております。

以上であります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

以上、本日御参加の委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

この後、関係省庁等におきまして、いただいた御質問に対する回答を用意させていただきますので、そのための時間を35分まで10分弱取らせていただきたいと思います。

11時35分に再開とさせていただきます。

(休 憩)

○菊池委員長 それでは、35分になりましたので、議事を再開させていただきます。

委員の皆様から先ほどいただいた御質問につきまして、それぞれ簡潔に回答をお願いいたします。4か所から御回答いただけるとのことです。

まず厚生労働省、成年後見制度利用促進室からお願いいたします。

○占部成年後見制度利用促進室長 厚生労働省でございます。

御質問の点で、先ほど水島委員から御質問のあった国会審議の状況について、この場で資料としてお示しができないかということだったかと思います。

今回、民法、それから社会福祉法それぞれ衆参の法務委員会及び厚生労働委員会で御審議をいただきました。論点としてはかなり多岐にわたると思いますが、今後、ワーキング・グループ等で各論の議論を行っていく際に、どのようなお示しの仕方ができるかは法務省ともよく御相談をさせていただきながら、整理をしてお出しができればと思います。ただ、日程的に、ワーキング1は明後日に次の回があるというようなことで、時間的な制約もございますので、その辺りは各省相談しながら進めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

もう一点、これは御質問ではございませんけれども、十河委員から新しい第二種社会福祉事業について、例えば今後新しく行う死後事務の内容などなどについて、関心が特に高いというような御指摘もございました。この新しい事業につきましては、今後、事業者においてどういった形で事業を行うべきかということについて、ガイドラインを策定することとしておりまして、令和8年度、9年度に調査研究事業を行うこととしております。そういった中で、入院入所等の手続事務とか、あるいは死後事務の内容については、早急に整理をしていく必要があるかと思っておりますので、こういったところで整理をして、できるだけ早くお示しができるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

次に老健局からお願いします。

○野村認知症総合戦略企画官 老健局の企画官の野村でございます。

星野委員から、そして青木委員から、報酬制度、利用支援事業についての抜本的な見直しが必要ではないかという御意見をいただきました。御質問ではないのですがけれどもお答えをさせていただければと思います。

利用支援事業につきまして、これまでも対象範囲、そして助成実績の地域差、そしてそもその額の高さについて御意見をいただいているところ、重々承知をしてございます。

また、今般の民法改正を踏まえまして、まさに星野委員におっしゃっていただいたとおり、最高裁のほうでの報酬額の設定の考え方も今後いろいろ御検討があるかとも承知をしておりますけれども、そことも連動しながら考えていかなければならない、まさに抜本的な見直しというものが必要なタイミングであろうということも認識をしてございます。

まさに今回のワーキング・グループ、そしてこの会議を踏まえまして、様々な議論が今後予定されておりますけれども、まさに民法の改正案の議論においていただいた御指摘を踏まえまして、調査研究事業、令和8年度の老健事業をもう用意をさせていただいてございます。そういったところの議論なども通じまして、これまでの取組状況、それから詳細な事業の運用実態、そういったものも把握をしながらしっかりと考えていきたいと思っておりますので、引き続き様々な御意見をいただければと思います。

ありがとうございます。

○菊池委員長 それでは、法務省民事局からお願いいたします。

○波多野参事官 法務省民事局参事官、波多野でございます。

2点ほど御質問いただいております、まず新井先生から、見直しについて一般の方からどのような意見があったかというところの御質問をいただいたところでございます。

一般の方からという意味でいきますと、中間試案に対するパブリックコメントの手續において広く国民から御意見を頂戴しているところでございます。件数でいきますと、個人・団体合わせて311件の御意見をいただいているところでございました。法定後見制度三類型をどうするかというところについての御意見が一番多かったのかなと思いますけれども、三類型を維持すべきという御意見もあった他方で、やはり一元化すべきという意見がかなり多かったところを踏まえて、法制審議会で御議論いただいたというところかと思えますし、包括的代理権についての否定的な御意見もあったことを踏まえて、法制審議会で包括的代理権を残すことはしないという結論につながったものと受け止めております。

そのほか、任意後見につきましても御指摘を多くいただいていたと思っております、監督の御負担が重いでありますとかというところについても御意見があったところかと思っております。

また、任意後見受任者に対する任意後見監督人選任の申立義務の関係でいきますと、申立て義務を課すことについて否定的な御意見もあったことから、先ほど青木委員からもありましたけれども、法制審議会では、申立義務を課すとの結論には至らなかったということと受け止めているところでございます。

続いて上山先生からいただいた経過措置との関係で、今、後見・保佐を使っている方が取り消したいというときに、判断能力を回復した場合に限られるのか、回復しなくても認められるのかという点でございますけれども、これは回復しない場合についても認められるということを附則で手当てをしたというものでございます。附則第2条第7項におきまして、請求により取り消すことができるという規定を設けておりますので、判断能力が回復しない場合であっても取消しが可能になっているというところでございますけれども、この点につきまして、国会での審査のときにも御質問いただいておりますが、基本的には請求があったときには取り消されると考えられますものの、本人保護の観点から相当でないというときには、家庭裁判所はこれを取り消さないということになるのだらうと整理をしていることを御説明している状況でございます。

法務省から、質問に対する御説明は以上でございます。

○菊池委員長 続きまして、最高裁からお願いいたします。

○遠藤第二課長 最高裁家庭局でございます。

星野委員から、施行後の報酬の実情調査の集計結果、実績公表の在り方についてのお尋ねをいただいておりますので、その点についてお答えを申し上げたいと思います。

星野委員からの御指摘にもありましたとおり、最高裁におきましては、利用者にとっての予測可能性を高めるという観点から、本年3月に令和7年7月～12月までの認容で終局をした報酬付与の審判の結果を現行法下における法定後見の各類型など幾つかの着眼点で大まかに分類・整理をいたしまして、その分類ごとの報酬付与額を取りまとめて分布を公表させていただいております。

最高裁といたしましては、この取組につきましては、改正法の施行後も引き続き継続をしてみたいと考えておりますが、改正法の趣旨や内容にかなった法改正後の報酬算定の在り方についての検討などを踏まえまして、その具体的な公表の在り方については検討をしてみたいと考えているところでございます。

最高裁からの御説明は以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

一通り御回答いただけたかと思いますが、この点がちょっと不十分である、あるいはお答えいただいたことに対するさらなるお尋ねなどがございましたらと思います。

上山委員からお願いいたします。

○上山委員 お答えいただきまして、波多野参事官、ありがとうございました。

一応改めての確認になりますが、そうすると現行後見の取消しの根拠条文は、現民法第10条でもなく、改正法の第12条でもなく、附則の第2条第7項が根拠であると。

御説明はよく分かりましたし、私は取り消せるようにすることが正しいと思っていますので、結論はそのとおりだと思っているのですが、附則の第2条第7項を拝見する限り取り消せるとしか書いていないため、取消しの可否の判断に対する実体的な要件が必ずしも明

確ではないのではないかという懸念が若干ございます。したがいまして、その旨、丁寧に周知をされたほうがよろしいのではないかと感じた次第でございます。更問いではなくて、お答えを受けての感想ということでございます。

ありがとうございました。

○菊池委員長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○波多野参事官　事理弁識能力が回復した場合の取消しは、従前どおり現行民法の第10条ということになると思いますけれども、回復しない場合でも取消しを認めるというのは、附則で経過措置として手当てをしているところでございますので、その点につきましては丁寧に周知をしていくということが必要だということは承りたいと思います。

ありがとうございます。

○菊池委員長　ほかにいかがでしょうか。ございませんか。

少し時間がありますので、追加質問でも結構かと思いますが、皆様よろしいですか。

○上山委員　質問ではなくて、追加で意見でもよろしいですか。

○菊池委員長　上山委員からどうぞ。

○上山委員　2点、先ほど時間の関係で申し上げられなかったことを追加で申し上げたいと思います。

1点は、改正法施行後のフォローアップ調査の具体的な項目などについて、専門家会議のほうで事前に検討する必要があるのではないかと感じています。第三期基本計画の期間中に新制度が施行されるという形になりますので、第三期基本計画の中での実施は難しいかもしれませんが、少なくとも第四期計画の中では体系的なフォローアップ調査が必要だと思います。実際には、最高裁、法務省、厚労省など、それぞれが調査をおこなうことになるかと思いますが、網羅的な調査を進めるためにも、専門家会議のほうでその調査の方向性を検討する機会を設けたらいかがかと考えております。

もう一点なのですが、私、不勉強で正確なところは承知しておらないのですが、現在、国連のほうで草案策定のための政府間作業部会が設置され、高齢者権利条約の策定作業が具体的に始まったと承知しております。国連の起草作業の時間的なタイミングの関係から、恐らく第三期基本計画の策定には間に合わないだろうとは思っておりますけれども、重要な情報かなと思いますので、可能な限りこの委員会の中でも国連での高齢者権利条約についての議論状況等を御報告いただけるとありがたいと考えております。これはお願いということで申し上げておきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございました。

すみません、私も不勉強で、高齢者権利条約のことについては存じ上げませんで、貴重な情報ありがとうございます。

今の2点につきまして、御意見というか、専門家会議に対するお求めでもあると思いますが、事務局のほうから現時点でお答えできる部分があればお願いしたいと思います。

○野村認知症総合戦略企画官 老健局でございます。

高齢者権利条約の関係等々、少しこちらでも国連のほうの状況を確認させていただいて、適宜また御報告等させていただければと思います。

○菊池委員長 1点目はどうですか。

○占部成年後見制度利用促進室長 今後の施策のフォローアップ調査という御指摘だと思います。

新しい制度ないし、こちらは社会福祉法ですけれども、それぞれの制度のフォローアップの在り方という御指摘だと思いますので、これも今後のこの会議の中で御指摘を踏まえながら御議論いただければと思います。

○菊池委員長 大変建設的な御意見をいただきましたと思います。どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

新井委員長代理、お願いいたします。

○新井委員長代理 今の質問などに関連して、私、情報として提供したいのですが、成年後見法の世界会議というのがありまして、第1回目が日本で開かれて、6回目ぐらいになるのでしょうか。ちょうどオランダのアムステルダムで一番新しい会議が終了したところです。そこで私が理解している限りでは、今問題になった国連の成年後見に対する対応などについても議論されたと理解しております。詳細はまだつかんでおりません。

日本成年後見法学会はそれに参加できませんでしたが、機会を見て、アムステルダムの世界会議を主催したキーパーソンなどを日本に招聘して、その内容を日本に紹介してもらい、全世界的な状況について日本でも理解を深めるというふうにしたいと思っておりますので、皆さんにはその情報は提供したいと思います。

以上です。

○菊池委員長 貴重なお話ありがとうございます。

ぜひ何か情報が分かりましたら、共有していただけますと幸いです。ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

オンラインの皆様もよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、若干早いのですが、本日予定されておりました議事は全て終了いたしましたので、ここまでとさせていただきます。

事務局から、今後の予定等について御連絡をお願いいたします。

○金久保成年後見制度利用促進室長補佐 次回は、ワーキング・グループ1、成年後見制度の適切な運用に係るワーキング・グループの第1回として、7月15日水曜日、午後2時

半から本会場での開催を予定しております。

また、本日の議事録については、速記が起きてきた後に、委員の皆様それぞれ御確認いただいた上でホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○菊池委員長 もう早速明後日からということですが、ここからはワーキング・グループでの御議論をいただくことになりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は以上とさせていただきます。

長時間、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。